

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月4日
【報告者の名称】	株式会社マルヤ
【報告者の所在地】	埼玉県春日部市小淵243番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	048 - 761 - 0808 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 多賀谷 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社マルヤ (埼玉県春日部市小淵243番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ゼンショーホールディングス
所在地 東京都港区港南二丁目18番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、2012年10月3日開催の取締役会において、株式会社ゼンショーホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同し、かつ、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、2012年10月3日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部にその株式を上場している当社を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の第二位の主要株主であり、かつ当社の創業者であり最高顧問を務める新井誠一氏（所有株式数4,177,138株、当社が2012年10月3日に提出した第51期第2四半期報告書（以下「当社第51期第2四半期報告書」といいます。）に記載された2012年8月20日現在の発行済株式総数23,185,983株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）18.02%）、当社の第三位の主要株主であり新井誠一氏の親族が取締役社長を務める株式会社アライ興産（以下「アライ興産」といいます。所有株式数3,167,638株、所有割合13.66%）及び当社の大株主であり新井誠一氏の親族が取締役を務める有限会社西町コーポ（以下「西町コーポ」といいます。所有株式数1,391,869株、所有割合6.00%）との間で、2012年10月3日付で公開買付応募契約書を締結し、新井誠一氏、アライ興産及び西町コーポ（以下、新井誠一氏、アライ興産及び西町コーポを総称して「応募予定株主」といいます。）のそれぞれが保有する当社普通株式の全て（合計8,736,645株、所有割合37.68%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。

本公開買付けは、当社を連結子会社化することを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）については、当社第51期第2四半期報告書に記載された2012年8月20日現在の当社の発行済株式総数（23,185,983株）の過半数に相当する株式数（11,593,000株、所有割合50.00%）を買付予定数の下限としております。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

一方、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではないとのことですが、公開買付者は、応募予定株主以外の当社の株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、買付予定数には上限を定めていないことから、買付予定数の下限以上の応募があった場合に、公開買付者が本公開買付けにより買付け等を行う最大株式数は、当社第51期第2四半期報告書に記載された2012年8月20日現在の当社の発行済株式総数（23,185,983株）から同四半期報告書に記載された2012年8月20日現在の当社が保有する自己株式（7,813株）を除いた株式数（23,178,170株）となります。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

ア 本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、1982年に設立された会社であり、同年に郊外型ファミリー牛丼店の「すき家」をスタートし、その後、1997年には店頭公開、1999年には東京証券取引所市場第二部上場、2001年には東京証券取引所市場第一部上場を果たしました。2000年からは、既存業態の出店に加え、M & Aの活用によって事業拡大を図り、2011年には事業のグローバル展開のため持株会社体制に移行しました。公開買付者グループは、2012年3月末現在、公開買付者及び子会社34社の計35社により構成されており、「すき家」、和風牛丼・京風うどんの「なか卯」、スタンダードレストランの「ココス」及びハンバーグ&ステーキレストランの「ビッグボーイ」等を全国的に展開するなどフード業の経営を幅広く行っており、国内外で4,314店舗の運営を行っております。

公開買付者では「世界から飢餓と貧困を撲滅する」というビジョンを実現するために、創業時よりマス・マーチャンダイジング・システム（以下「MMD」といいます。）を構築してきたとのことです。原材料の調達から工場における加工・物流・店舗でのお客様への提供までを一貫体制で行うMMDにより、安全でおいしい商品の適正価格での提供と品質の向上に努めており、日本及び海外にフード業を広く展開しているとのことです。そしてMMD構築のために、農産物、畜産物、水産物を品目別に加工する体制を作り上げ、物流、販売のシステムを設計し、自ら作り、自らオペレーションを行う、という仕組みづくりに取り組んできたとのことです。このMMDによって、原材料から最終商品まで、安全性と品質に責任を持つことができ、また、安全でおいしい商品をお客様に手頃な価格で提供することを実現しているとのことです。

また、公開買付者では食の安全を常に最優先に考えており、お客様が安全な食事を安心して召し上がって頂けるよう、食品安全追求本部を設置し、業界水準より厳しい基準で食材の安全性や店舗の衛生管理を行っているとのことです。過去、野菜に関しては残留農薬、牛肉についてはBSE、等が社会問題にもなりました。これらに対し、公開買付者では残留農薬については国内で使用されているほぼ全ての農薬について残留チェックを行うとともに、輸入食材についても同様の基準で検査を行っているとのことです。さらに、BSE問題に対しても、自社の管理のもと安全な飼料により飼育された牛肉を使用しているとのことです。

一方、当社は、1962年に生鮮食料品等の小売販売を目的として埼玉県春日部市に設立された会社であり、1994年に店頭公開、1995年に東京証券取引所市場第二部上場を果たしました。当社は「地域社会に愛され、信頼される店づくり」を経営理念にして、2012年2月20日現在、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県に50店舗を有し、生鮮食料品・非生鮮食料品・日用品雑貨等を主体とした地域密着型スーパーマーケットチェーン「マルヤ」を展開しております。

当社が属する小売業界は、競合他社との価格競争や個人所得の伸び悩み、雇用不安による個人消費の停滞により、経営環境は依然厳しい状況が続いております。かかる厳しい経営環境のもと、当社は「地域社会に愛され、信頼される店づくり」の経営理念を実現するために、生鮮部門の強化、新規商品の発掘、在庫削減等に注力しております。また、経費節減に取り組むほか、施設を転貸するなどにより収益の改善に努めてまいりましたが、業績回復の足取りは重い状況となっております。

当社は、今後の取るべき施策として、これまでとは別角度からの大胆な戦略の実施のほか、新規出店や更なる既存店舗の改装などの設備投資の必要があると考え、これらを実現するための新たなパートナーを得ることで、新生マルヤを創ることが最善の選択であると判断いたしました。

このような状況の中で、当社は、公開買付者に対し、2012年5月に資本参加と業務の共同展開の提案をいたしました。

当社からの資本参加と業務の共同展開の提案を受け、公開買付者では、当該提案につき以下のとおり検討を行ったとのことです。

公開買付者は、公開買付者のビジョンである「世界から飢餓と貧困を撲滅する」を実現するためにはより多くの商品提供チャンネルの構築は課題の一つであり、安全でおいしい商品をより多くのお客様にご提供できる体制を整えるため、これまでのレストランサービス業に加えて、通信販売や食材の卸売も手がけてきました。特に、より多くのお客様に商品提供が出来る小売業のチャンネルは公開買付者におけるビジョンの実現に必要不可欠であると認識しており、2007年2月には野菜の専門店である株式会社ユナイテッドベジーズ（以下「ユナイテッドベジーズ」といいます。）に資本参加、2009年7月には連結子会社化し、小売業への展開も図ってきたとのことです。当社の店舗は埼玉県東部から千葉県にかけてのベッドタウンに立地しており、東京都や神奈川県を中心とした周辺地域から西日本にかけて立地するユナイテッドベジーズの店舗との地理的な重複は少なく、営業面で既存のビジネスとの競合はありません。また、当社の店舗が立地するテリトリーは、公開買付者のレストランの集中する地区でもあることから、物流や商品供給面でのシナジーが見込まれ、公開買付者のレストランビジネスで培った効率化とホスピタリティの改善により当社店舗の魅力向上が可能と判断したとのことです。

一方で、当社も競合他社との競争が激化する中で商品調達力の向上と業務の効率化、店舗魅力の向上は喫緊の課題としていているところであり、公開買付者のリソースの活用により企業価値の向上につながると考えております。

公開買付者及び当社の企業価値向上に資するための具体的施策として、現在検討を進めておりますのは次のとおりです。

公開買付者からの商品供給、並びに共同仕入れによる商品力の向上

(精肉) 公開買付者グループでは牛肉を中心に多量の畜産物を扱っており、共同仕入れによる調達力を強化できます。

(青果) 公開買付者子会社であるユナイテッドベジーズが日本全国に開発した産地からの直接仕入れ、及び様々な業態への出店で培った店舗運営ノウハウにより営業強化を図ります。

(鮮魚) 公開買付者及び公開買付者の子会社である株式会社はま寿司の水産品調達を通じて蓄積した国内、国外の仕入れルートを活かし、より良い商品の提供を行います。

(デリカ) 公開買付者がレストランサービス業で培ったメニュー開発力を活かしより上質でおいしい商品を提供します。

(食品) 公開買付者グループの調達ルートと物流拠点を活かしたマーチャンダイズ全般の強化により、より魅力と価値感のある品揃えを行います。

店舗サービス、特に接客技術の向上による顧客満足度の向上

公開買付者がレストランサービス業で培った店舗接客のための教育制度を導入することにより、顧客満足度の向上を図ります。

食品安全と店舗・プロセスセンター衛生管理の向上

公開買付者で行っている、業界水準と比較して大幅に厳しい食品検査基準及び店舗・プロセスセンター衛生管理基準を当社においても実施することにより、お客様が安全な商品を清潔な環境でお買い物できる体制を整えます。

効率化の推進

公開買付者が全社を挙げて取り組んでおり、かつ蓄積してきたノウハウである業務運営の効率化手法について、当社への導入を図ります。

共同での店舗開発、出店、店舗の再配置の実施

当社の不採算店舗や閉鎖店舗の業態転換やリーシングを公開買付者グループ全体で取り組み、公開買付者の出店力を活かして小売店舗とレストランの複合店舗の出店も含めて、新規出店を行い店舗数の増加を目指します。

以上のことから、公開買付者及び当社の業務にはシナジーが見込まれる分野が多数あり、公開買付者が当社に資本参加し業務の共同展開を行うことは、公開買付者のノウハウの注入により当社の業績の改善が可能であること、また、公開買付者にとっても公開買付者ビジョン「世界から飢餓と貧困を撲滅する」の実現のために有効であることから、両社の企業価値の増大に十分な効果が見込まれるものと考え、当社との間で検討を重ね、本公開買付けを通じて当社を連結子会社化することを2012年10月3日の公開買付者の取締役会において決議したとのことです。

イ 本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

本公開買付け後の経営方針としては、当社の「地域社会に愛され、信頼される店づくり」を引続き経営理念とし、公開買付者の「世界から飢餓と貧困を撲滅する」というビジョンに基づき運営を行うとのことです。また、現状の当社の会社運営形態を十分に尊重しつつ、改善が必要とされる場面では積極的に公開買付者主導により改善を行うとのことです。

また、公開買付者は本公開買付け成立後、2012年12月を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請し、本臨時株主総会において当社の取締役の過半数となる3名の取締役を公開買付者より指名し、監査役も1名指名する予定であり、当社の最高顧問である新井誠一氏は、本件公開買付け成立後に同職を退任する予定です。なお、公開買付者によれば、当社の従業員につきましては、今後も当社の更なる発展に向けて能力を発揮していただきたいと考えているため、本公開買付け後もその雇用及び処遇を維持継続する予定とのことです。

ウ 当社の意思決定の過程及び理由

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程は以下のとおりです。

当社は、創業以来、経営理念であります「地域社会に愛され、信頼される店づくり」を実現させ、食の安全・安心の提供、充実した商品の品揃え等、お客様の満足度を高めることで、多様化するお客様のニーズにお応えすること、また、地域に密着したきめ細やかなサービスを提供することを基本方針としております。近年の中長期的な施策としましては、不採算店の改善を積極的に実施することによって既存店舗の販売力を強化する一方で、コスト管理体制を見直し、販売面と費用面双方における一連の強化策を確保することで企業価値を向上させ、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらす企業となるための事業戦略を日々進めてまいりました。

しかしながら、当社を取り巻く小売業界の環境は、一般消費者の食料品に対する安全性や低価格志向への関心が一層高まりをみせる中、個人消費は停滞し伸び悩み続ける状況にあり、競合他社との価格競争の激化が進んでおります。

このような状況下でも収益の改善に努めてまいりましたが、業績回復の足取りは重く、今後当社がとるべき施策としては、これまでとは別角度からの大胆な戦略の実施のほか、新規出店や更なる既存店舗の改装などの設備投資の必要性があると考え、これらを実現するための新たなパートナーを得ることで、新生マルヤを創ることが最善の選択肢であると判断し、2012年5月、当社は、これまでも異業種を含めた数々のM&Aを成功させることで培ってきた豊富な経験やノウハウを持ち、経済環境悪化の中でも成長を続け、小売業にも積極的に事業拡大を図っており、青果・生鮮・食肉の仕入部門の抜本的強化や広範囲にわたる共同店舗展開も可能である公開買付者に対して、資本参加と業務の共同展開を提案いたしました。当社としては、当社が集中的に店舗展開する埼玉県、千葉県は、公開買付者にとっても積極的に出店を行っている地域と重なるほか、両社における物流・商品供給面からの協働余地は大きく、公開買付者が培った効率化ノウハウを当社に導入すれば両社のシナジー効果は大きいと判断いたしました。

その後、当社は、公開買付者に対し、当社のパートナーとしてスーパー事業を経営していく可能性についての検討を依頼し、仕入・販売等の協働から見出される想定シナジーについて協議を行いながら、将来的な事業運営の在り方について意見交換を重ねたところ、両社の間には十分なシナジーが見込まれること、また経営理念を十分に共有できると判断できたことから、公開買付者が当社へ資本参加し、当社が公開買付者のグループ会社の一員となる本公開買付けを実施することが、当社ステークホルダーの利益に資すると判断するに至りました。

当社は、当社の取締役5名全員が出席した2012年10月3日開催の当社取締役会において、下記「(5)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の太陽A S G有限責任監査法人(以下「太陽A S G」といいます。)から取得した当社普通株式に対する株式価値算定書及び同「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の弁護士法人大江橋法律事務所(以下「大江橋法律事務所」といいます。)から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、本公開買付けのその他の諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。但し、当社取締役会は、本公開買付価格が近時の東京証券取引所における当社普通株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が太陽A S Gから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは、公開買付者として当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、当社としても、本公開買付け成立後も引続き当社株式の上場が維持されるべく対応する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねることいたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、公開買付者として当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、当社としても、本公開買付け成立後も引続き当社株式の上場が維持されるべく対応する方針です。ただし、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。)及び自己株式数を控除した株式数)が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額)が事業年度の末日において、5億円未満(2012年12月末までの間は、3億円未満。)となった場合において、1年以内に5億円以上(2012年12月末までの間は、3億円以上。)とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。但し、本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は公開買付者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)

公開買付者は、買付予定数の上限を設定せずに、当社第51期第2四半期報告書に記載された2012年8月20日現在の当社の発行済株式総数(23,185,983株)の過半数に相当する株式数(11,593,000株、所有割合50.00%)以上を取得し、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものの、当社株式全ての取得又は当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けが成立した場合に、当社株式を更に取得することは予定していないとのことです。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における措置

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるB E 1総合会計事務所から2012年10月1日に株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得して、その参考としているとのことです。なお、公開買付者は、B E 1総合会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

B E 1総合会計事務所は当社の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行ったとのことです。

市場株価基準法では、基準日を2012年9月28日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値(118円)、直近1ヶ月の終値の単純平均値(120円、小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の計算においては同様とします。)、直近3ヶ月の終値の単純平均値(124円)、直近6ヶ月の終値の単純平均値(134円)をもとに、普通株式1株当たり株式価値の範囲を118円から134円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、普通株式1株当たり株式価値の範囲を128円から155円までと分析しているとのことです。なお、B E 1総合会計事務所は本算定において、2012年10月3日付で当社より公表された「特別損失ならびに第2四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の減損損失や店舗閉鎖の影響を予め考慮したうえで、算定を行っているとのことです。

公開買付者は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘察し検討し、応募予定株主との協議・交渉を経て、2012年10月3日に本公開買付価格を普通株式1株当たり150円と決定したとのことです。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2012年10月2日の東京証券取引所における当社普通株式の終値113円に対して32.74%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値120円に対して25.00%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値123円に対して21.95%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値134円に対して11.94%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。また、本書提出日の前営業日である2012年10月3日の東京証券取引所における当社普通株式の終値110円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっているとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である太陽A S Gに当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。太陽A S Gは、当社普通株式の価値算定のため、当社の取締役会から当社の事業の内容及び現状、財務状況、将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。当社は、太陽A S Gからは2012年10月3日付で、当社普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、太陽A S Gより本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社が太陽A S Gから取得した株式価値算定書においては、当社の普通株式の株式価値分析のため、市場株価法及びD C F法を用いており、各々の手法により算定された当社普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

市場株価法 113円～134円

D C F法 125円～159円

市場株価法では、2012年10月2日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、113円、120円、123円、134円）、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

D C F法では、当社から提供を受けた事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値及び株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、太陽A S Gは本算定において、2012年10月3日付で当社より公表された「特別損失ならびに第2四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の減損損失や店舗閉鎖の影響を予め考慮したうえで、算定を行っております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、当社取締役会的意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社、応募予定株主及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである大江橋法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会的意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けております。

当社における取締役及び監査役の承認

当社は、当社の取締役5名全員が出席した2012年10月3日開催の当社取締役会において、太陽A S Gから取得した株式価値算定書及び大江橋法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格、本公開買付けのその他の諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、当社取締役会は、本公開買付価格が近時の東京証券取引所における当社普通株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が太陽A S Gから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは、公開買付者として当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、当社としても、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場が維持されるべく対応する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様には判断を委ねることいたしました。

さらに、上記取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役の3名全員が出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、応募予定株主である新井誠一氏、アライ興産及び西町コーポとの間で2012年10月3日付でそれぞれ公開買付応募契約（以下「本件各応募契約」といいます。）を締結し、本件各応募契約における公開買付者の表明及び保証（(i) 設立及び存続、(ii) 本件各応募契約の締結及び履行、(iii) 強制執行可能性、(iv) 許認可等の取得、(v) 法令等との抵触の不存在並びに(vi) 資金調達）について重大な誤りが存在しないことを条件に、応募予定株主がそれぞれ所有する当社の普通株式の全て（8,736,645株、所有割合37.68%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。但し、応募予定株主は、その任意の裁量により、これらのいずれの条件も放棄することができ、応募予定株主がそれぞれ自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止または制限されていないとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数 (個)
折原 昭	代表取締役社長		91,974	919
塚田 宏	常務取締役	第1商品部長	10,414	104
多賀谷 和彦	取締役	総務部長	6,793	67
新井 章夫	取締役	販売副部長	22,912	229
寺田 俊一	取締役	店長	7,854	78
大串 誠	常勤監査役		13,794	137
澤田 勝利	監査役			
小澤 治夫	監査役			
計			153,741	1,534

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役澤田勝利及び小澤治夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。